

NISA の仕組み

金融調査部 制度調査担当部長
吉井 一洋

第 2 回は、既にご存知の方の復習もかねて、NISA の仕組みについて解説します。まずは制度の概要を示した上で、誰が開設可能か、何に投資できるか、非課税となる配当・譲渡益、口座開設手続き、非課税投資額の考え方、NISA からの払い出し、非課税期間とそのロールオーバー、口座開設を誤って複数の業者に申し込んだ場合の取扱いについて説明します。なお、本レポート内の税率には、復興特別所得税を含んでいません。

(5) 非課税投資額の考え方

非課税投資額は、毎年、新規投資額で 100 万円までです。この非課税投資額は、購入した上場株式等の場合は、購入代金を指し、購入手数料は含みません。上場株式等の募集に応じる場合は、払込金額を指し、払込みによる取得にかかった費用は含みません。

毎年の 100 万円までの投資枠のことを非課税管理勘定といいます。10 年間通じて 10、各勘定設定期間ごとでは 4 つ、4 つ、2 つの非課税管理勘定を設けることができます。ただし、非課税期間が 5 年であるため、同時に開設できる非課税管理勘定は 5 つ（非課税枠合計で 500 万円）となります。

非課税管理勘定の 100 万円の非課税枠のうち、その年に使用しなかった未使用枠を翌年以降に繰り越すことはできません。仮に 2014 年に 70 万円までしか投資しなかったとしても、残額の 30 万円を、その非課税管理勘定において、2015 年から 2018 年に投資することはできません。仮に 2015 年に 30 万円投資をするとすれば、それは 2015 年に設定する非課税管理勘定の 100 万円の枠内で行うこととなります。

NISA 内の上場株式や株式投資信託などを譲渡・解約しても、一旦投資した場合はその投資元本分の非課税枠はその時点で使い切ることになります。NISA のある年の非課税管理勘定で 70 万円投資していて、同じ年に 70 万円分の元本を譲渡した場合、改めて同じ年に 100 万円分投資することはできず、非課税枠の未使用分である 30 万円分しか投資することができません。したがって、NISA では短期間の回転売買を行うことは難しくなっています。

非課税管理勘定内で株式投資信託の分配金を受け取って再投資した場合、その再投資分についても、非課税枠を使用したこととなります。例えば、NISA で 70 万円分投資信託を購入し、同じ年に 4 万円の分配金を受け取って、4 万円を NISA 内で再投資した場合、その同一年内においては、26 万円 (=

100万円－70万円－4万円) 以内でしか NISA で上場株式等を新たに購入することができません。

また、株式投資信託の分配金のうち、元本払戻金（特別分配金）については、NISA でなくてもともと非課税です。元本払戻金が支払われても、非課税枠が、その分だけ戻るわけではありません。

(6) NISA から上場株式等の払い出しがあった場合

次の①から⑤により、NISA から上場株式等の一部または全部の払い出しがあった場合には、その払出事由が生じた時に、その時の金額（価額）により譲渡されたものとみなされます（みなし譲渡）。例えば、5年間の非課税運用期間が終了した場合、非課税口座で保有していた上場株式等は、自動的に特定口座や一般口座に移管されます（下記の①に該当します）。NISA の開設者が亡くなった際も、④のとおり、みなし譲渡の適用を受けます。相続人であっても、その後引き続き非課税の適用を受けることはできません。

みなし譲渡により NISA から払い出された上場株式等の取得価額は払出日における取引所の最終価格（株式投資信託の場合は払出日における基準価額）に株数（口数）をかけた金額、即ち払出日の時価になります。払出日時点でのみなし譲渡益は非課税、みなし譲渡損はないものとみなされます。なお、NISA から株式投資信託が払い出された場合には、その個別元本は非課税口座から払い出される前の金額が引き継がれます。したがって、税務上の取得価額と個別元本のかい離は大きくなります。

- ①非課税口座から他の口座への移管
- ②非課税口座内の上場株式等の購入者への返還
- ③非課税口座の廃止
- ④贈与、相続、遺贈
- ⑤非課税が適用される譲渡の方法以外の譲渡

(7) 非課税運用期間とロールオーバー

NISA の各非課税管理勘定の非課税運用期間は5年間ですが、一定の手続を経ることにより、別の非課税管理勘定に移管し、非課税期間を延長することができます。その場合、同じ証券会社・金融機関に開設した同一の非課税口座内の非課税管理勘定間で移管する必要があります。

一定の手続としては、具体的には、下記を記載した非課税口座内上場株式等移管依頼書を、非課税口座を開設している支店等の長に提出しなければなりません。

- ◇氏名、生年月日、住所 ◇提出先の支店等の名称と所在地
- ◇移管を依頼する旨と移管を希望する年月日
- ◇移管をする上場株式等の種類、銘柄、数、または上場株式等の価額（時価）を特定して移管する場合はその上場株式等の価額（例：A株式を時価70万円）
- ◇移管先の非課税管理勘定を開始した年 ◇その他参考となるべき事項

移管の際には、移管前の非課税管理勘定から払い出した日の時価で、他の非課税管理勘定で購入した取り扱いになります。5年間の非課税期間経過後に、翌年に新たに開始する非課税管理勘定に移管する場合は、移管時の時価で100万円まで、新たな非課税管理勘定に移管することができます。

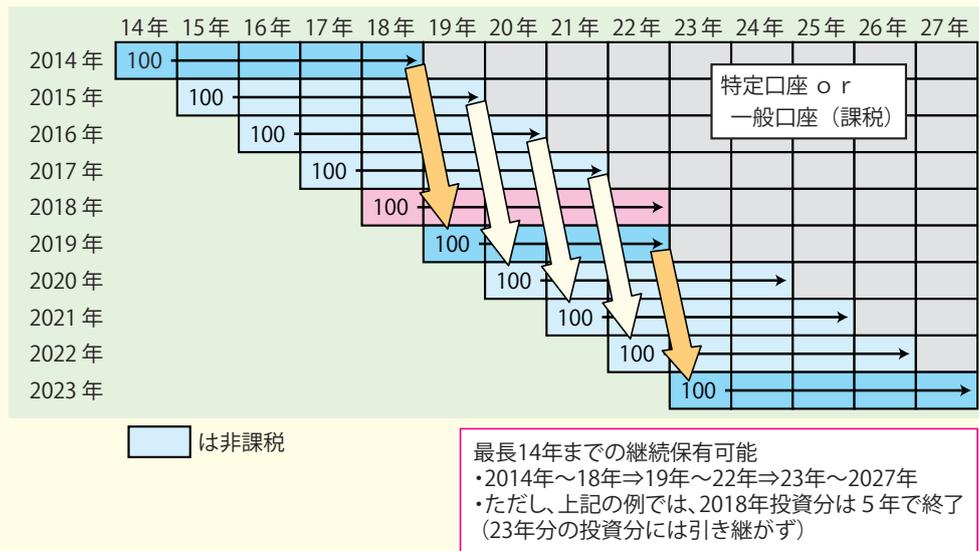
図表4 NISAの投資期間・非課税期間イメージ図



(出所)大和総研金融調査部制度調査課作成

また、図表5のような方法を用いれば、14年間非課税で運用することができます。

図表5 14年間非課税で運用する方法



(出所)大和総研金融調査部制度調査課作成

(8) 口座開設を複数の証券会社・金融機関に申し込んだ場合

この場合は、口座開設をもっとも希望する証券会社・金融機関（以下「業者」といいます）を1社選び、それ以外の業者への申し込みは取り消す必要があります。

仮に取り消しが間に合わず、口座開設を申し込んだ複数の業者が、非課税適用確認書の交付申請書を既に税務署に提出してしまった場合は、これらの業者のうち、最初に交付申請をした業者に対して、税務署から確認書が送付されます。この場合、通常は、税務署から確認書が交付された一つの業者においてのみNISAを開設することになります。あくまで、最初に税務署に対して交付申請を行った業者であって、顧客が最初に口座開設を申し込んだ業者や最も希望する業者とは限らない点に注意が必要です。

例えば、2013年9月30日までに複数の業者に口座開設を申し込んでしまい、取消しが間に合わなかった場合、2013年10月1日にこれらの業者が一斉に税務署に交付申請書を出しているものと思われます。この場合、税務署において交付申請日の前後で確認書を送付する業者を選べないため、機械で乱数表などを用いて無作為に業者を選定し、確認書を送付します。確認書の送付を受けた業者は、口座開設の申込者にそのままNISAを開設していいか最終確認をすることとされています。もし、他の業者でNISAを開設したいのであれば、当該業者から確認書を送付してもらい、NISAを開設したい業者に提出して、非課税口座を開設することになります。

（次回予告：なぜ、どのような経緯でNISAが導入されたか？）
以上